

令和 7 年度

八千代市庁舎自動販売機設置事業者公募要項



令和 7 年 1 1 月

八千代市財務部資産管理課

令和 7 年度八千代市庁舎自動販売機設置事業者公募要項

自動販売機の設置・運営を目的とする市有財産の貸付の相手方（設置事業者）を公募（貸付料提案方式）により募集します。

1 応募物件等

(1) 応募物件の表記

物件 番号	設置施設名 (略称)	所在地	設置場所	設置 台数	貸付 面積	備考
1	市役所本庁舎 (その 1)	大和田新田 312-5	福祉センター前 (屋外)	1 台	約 1 ㎡	飲料 標準販売価格以下
2	〃 (その 2)	〃	新館地下 1 階食堂内	1 台	約 1 ㎡	食品 標準販売価格以下
3	〃 (その 3)	〃	〃	1 台	約 1 ㎡	飲料 標準販売価格以下
4	〃 (その 4)	〃	〃	1 台	約 1 ㎡	飲料（紙パック含む） 標準販売価格以下
5	〃 (その 5)	〃	〃	1 台	約 1 ㎡	飲料 標準販売価格以下
6	〃 (その 6)	〃	新館 4 階	1 台	約 1 ㎡	飲料 標準販売価格以下

※ 貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分を含みます。また、面積については設置する自動販売機及び回収ボックスにより変わりますが、概ね設置可能面積を表示しています。

※ 詳細については、物件個別明細書を参照してください。

(2) 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 4 月 3 0 日（2 年 1 か月）

(3) 貸付用途

自動販売機の設置（詳細は、物件個別明細書を参照してください。）

(4) 貸付料

各施設が設定する「最低貸付料（物件個別明細書参照）以上の年額貸付料」をご提案いただき、その額に消費税相当額を加えたものを貸付料とします。

貸付料の納付については、毎年 4 月に市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに納めてください。

また、自動販売機設置・管理に伴う電気料は、当該自動販売機用の積算電力計（子メーター）を設置していただき、貸付料と併せて別途市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに、年度ごとに一括で支払うこととなります。（設置事業者が電気事業者と直接契約する場合を除きます。）

2 応募資格等

(1) 応募資格

- ① 自動販売機設置・運営に意欲ある者であること。
- ② 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力・能力を有する者であること。
- ③ 官公署において、直近 2 年間に自動販売機設置の運営実績がある者であること。

- ④ 取扱う商品について、営業許可等が必要な場合、営業許可等を取得していること。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 法人税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納している者
- ③ 市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者
- ④ 令和7年12月1日現在で、営業を開始して1年未満の者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者。

(3) 応募申込書の配布及び提出

- ① 応募申込書等の配布期間及び配布場所

【配布期間】 令和7年11月25日（火）から12月15日（月）まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く8：30から17：00まで

【配布場所】 八千代市財務部資産管理課

市役所新館3階

八千代市大和田新田312番地の5

TEL 047-421-6724（直通）

※ 市のホームページからもダウンロード可能です。

- ② 応募申込書の提出期間及び提出場所

【提出期間】 令和7年12月16日（火）から令和8年1月5日（月）まで

※ 土曜日、日曜日及び年末年始（12月29日（月）～1月2日（金））を除く8：30から17：00まで（提出は持参による方法とします。）

【提出場所】 八千代市財務部資産管理課

市役所新館3階

八千代市大和田新田312番地の5

TEL 047-421-6724（直通）

- ③ 提出書類

「別表」のとおり

3 設置事業者の決定方法

設置事業者の決定の手順については次のとおりです。

(1) 貸付料提案書の比較審査

貸付料提案書の比較審査は、下記日時及び場所で設置事業者の決定事務に関係ない市職員を立ち合わせて行います。応募者の方には原則参加していただきます。（応募者1者につき1名とします。）出席される場合は本人確認を行いますので、出席される方の身分証とともに市の受付印が押印されている応募参加申込書の写しをご提示ください。なお、定刻以降の入室はできません。

貸付料提案書の比較審査の結果、最高額を提示した方が設置事業者となります。ただし、同額の応募者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きによって設置事業者を決定します。

くじ引きは、指定した設置事業者の決定事務に関係のない市職員が行います。また、貸

貸付料提案書の比較審査は物件番号1から番号順に行うものとします。

なお、特記事項として、物件番号3～5の市役所本庁舎（その3～その5）については、それぞれ1事業者につき1物件のみの設置に決定するものとさせていただきます。仮に上記物件番号において、2件以上の物件で最高額を提示された場合であっても、既に貸付料提案書の比較を行った結果、設置事業者に決定している場合は貸付料提案書の比較から除外させていただきますのでご了承ください。

[例]

- ・ 物件番号3 A社：15,000円 B社：14,000円 C社：13,000円 を提示
→ 最高額のA社に決定
- ・ 物件番号4 A社：15,000円 B社：14,000円 C社：13,000円 を提示
→ 最高額のA社は物件番号3で設置事業者に決定したため除外し、第2位のB社に決定
- ・ 物件番号5 A社：15,000円 B社：14,000円 C社：13,000円 を提示
→ A社及びB社は既に設置事業者に決定したため除外し、第3位のC社に決定し、設置事業者であるC社は、その事由のいかんにかかわらず、貸付料提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

比較審査の日時	令和8年1月9日（金）午後2時00分から
場所	八千代市役所 旧館4階 第1委員会室

(2) 審査結果の通知

審査結果については、応募者に対し速やかに文書をもって通知します。なお、審査結果は公表しません。

(3) 貸付料提案書の無効

次の各号の一に該当する貸付料提案書は無効とします。

- ① 参加資格のない者が提出した貸付料提案書
- ② 一つの物件に対して同一者が提出した2以上の貸付料提案書
- ③ 明らかに不正行為によって提出されたと認められる貸付料提案書
- ④ 提案金額の訂正された貸付料提案書及び記名押印のない貸付料提案書
- ⑤ 提案金額その他記載事項が明らかなでない貸付料提案書及び必要事項を記載していない貸付料提案書
- ⑥ 所定の記載事項以外の事項が記載された貸付料提案書
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した貸付料提案書

4 設置条件

(1) 契約の締結

契約書は別紙のとおりとし、設置事業者は令和8年3月31日までに契約を締結するものとします。

なお、本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付となり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約となります。

(2) 設置事業者の費用負担

- ① 電気料

積算電力計（子メーター）を設置していただき、市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに、年度ごとに一括で支払うこととなります。

② 設置費等

自動販売機と自動販売機に付随する設備の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担となります。

③ 貸付料

貸付料は、貸付料提案書により提案した額に消費税相当分を加えた額とし、市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに、年度ごとに一括で支払うこととなります。

(3) 設置する自動販売機

- ① 自動販売機の設置面積は、原則として各物件個別明細書に記載したものとし、可能な限りユニバーサルデザインの機種としてください。
- ② 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策（転倒防止措置）を行ってください。その際にはできる限り周辺建物の躯体に負担のかからない方法で設置してください。
- ③ 設置にあたっては、「自販機堅牢化技術基準」（一般社団法人日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、犯罪防止に努めてください。
- ④ 可能な限り節電に配慮した機種としてください。
- ⑤ 物件個別明細書その他特記事項に記載のとおり「災害救助機能（フリーベンダー）」を条件としていますので、大規模災害時に被災者に対し自動販売機に収納されている設置事業者の飲料等を無償で提供していただくことになります。
- ⑥ キャッシュレス決済として、スマートフォン決済と非接触ＩＣカードに対応していること。非接触ＩＣカードについては、交通系及び流通系の電子マネーの使用を可能とすること。なお、使用できる電子マネーの種類については、資産管理課と協議のうえ決定してください。

(4) 維持管理等について

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、設置事業者の責任において行ってください。
- ② 販売する飲料等の容器の種類に応じた回収ボックスを、原則として自動販売機横に設置し、適切に回収及びリサイクルしてください。
- ③ 賞味期限に注意するなど、販売品の衛生管理を徹底してください。
- ④ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。
- ⑤ 自動販売機の販売品の売価は、物件個別明細書のとおりとしてください。
なお、物価の上昇で近傍の売価と比較して明らかに不相当となったときは、設置事業者と市で協議のうえ改定するものとします。
- ⑥ 販売品の搬入、使用済容器等の搬出等を行う時間及び経路については、資産管理課の指示に従ってください。
- ⑦ 自動販売機の売上額及び本数については、月ごとに集計を行い市に報告してください。

(5) 禁止事項

- ① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。

- ② 貸付物件を第三者に転貸し，又はそれに類似する行為をすることはできません。
- ③ 本貸借権を第三者に譲渡し，又は他の権利を設定することはできません。
- ④ 酒類の販売を行うことはできません。

(6) 貸付の取り消し及び変更

本市が貸付物件を，公用若しくは公共用に供するため必要とするとき，又は貸付の条件に違反する行為があると認めるときは，貸付契約の全部又は一部を解除，又は変更することがあります。

(7) 原状回復

設置事業者は，貸付期間が満了又は貸付契約が解除されたときは，速やかに原状回復していただきます。なお，設置事業者は原状回復にかかった費用及び補償を本市に請求することはできません。

別表

No.	提出書類	法人	個人
1	応募申込書（様式第1号）	○	○
2	誓約書（様式第2号）	○	○
3	貸付料提案書（様式第4号）	○	○
4	委任状（様式第5号）※支店長等に委任する場合のみ必要	○	
5	登記事項証明書	○	
6	身分証明書（本籍地で発行）		○
7	印鑑登録証明書（発行日から3か月以内の原本）	○	○
8	有価証券報告書又は決算書（直近のもの）	○	
9	確定申告書及び申告決算書（収支明細書・資産負債調べの欄の記載のあるもの）		○
10	納税証明書（全ての国税で、法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2を提出、市内に事業所を有する法人又は住所等を有する個人は、市税全ての納税証明書も必要）	○	○
11	官公署における直近2年間の自動販売機設置の実績に関する書類（書式は任意、A4で作成）	○	○
12	設置を予定する自動販売機のカタログ（機能等が分かるもの）	○	○
13	販売を予定する商品一覧（書式は任意、A4で作成）	○	○

※ 複数物件を応募する場合には、No.3、No.12及びNo.13については物件ごとに提出いただきます。

※ 貸付料提案書（様式第4号）は、応募物件ごとに封筒に入れ糊付け封入し、封筒の表面に物件番号を、裏面に応募者名を記入してください（記入しない場合は、貸付料提案書の比較審査に参加できません。）

●応募から契約等までの手続き

① 応募資格の確認

- ・ 1 頁の 2 応募資格等により確認してください。



② 応募申し込み

- ・ 2 頁の(3)応募申込書の配布及び提出により確認してください。

- ・【提出期間】

令和 7 年 1 2 月 1 6 日（火）から令和 8 年 1 月 5 日（月）まで



③ 貸付料提案書の比較審査

- ・【審査日時】令和 8 年 1 月 9 日（金）
- ・ 貸付料提案により，最高額を提示した事業者を決定します。



④ 設置の協議

- ・ 設置することが決定した事業者は，資産管理課と設置する自動販売機等について協議・調整していただきます。



⑤ 契約，売上の報告，貸付料の支払い

- ・ 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までに本市と設置事業者は，行政財産貸付契約書を取り交わし，4 月 1 日以降に自動販売機を設置していただきます。

- ・ 売上報告及び貸付料支払の期限

売上報告・使用電気量報告（毎年 3 月末時点） 4 月 1 0 日まで

貸付料支払 毎年 4 月末日まで

第 1 号様式

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

「令和 7 年度八千代市庁舎自動販売機設置事業者公募要項」の各条項を承知の上、応募申込みいたします。

応募者	{	住	所	実印
		氏名・名称		
		代表者氏名		
事務担当者	{	所属等		
		氏名		
		電話		
		メールアドレス		

応募物件 (応募する物件に○をつけて下さい。複数物件の申込も可能です。)

物件番号	設置施設名
1	市役所本庁舎 (その 1)
2	〃 (その 2)
3	〃 (その 3)
4	〃 (その 4)
5	〃 (その 5)
6	〃 (その 6)

受付No.		
受付印		

第2号様式

誓 約 書

令和7年度八千代市庁舎自動販売機設置事業者公募に対して、下記のとおり誓約します。

記

- 1 連合等により公募の公正を害するような不正行為をしていません。
- 2 公募終了後において、連合等の疑いが生じたときは、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約いたします。
- 3 公募の応募資格の内容をすべて満たしています。

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所

氏名・名称

代表者氏名

実印

第3号様式

応 募 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

令和7年度八千代市庁舎自動販売機設置事業者公募について、都合により公募への応募を辞退します。

住 所

氏名・名称

代表者氏名

実印

第 4 号様式

貸 付 料 提 案 書

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所
氏名・名称
代表者氏名 実印

令和 7 年度八千代市庁舎自動販売機設置事業者公募要項の内容を承知の上、下記のとおり貸付料を提案します。

記

件 名	令和 7 年度八千代市庁舎自動販売機設置事業者公募								
物 件 番 号									
設 置 施 設 名									
貸 付 料 提 案 額 (年 額) (税 抜 き)			百	拾	万	千	百	拾	円

- 1 貸付料提案額は、各施設が設定する最低貸付料以上の金額を記入してください。
- 2 金額は算用数字を用い、頭に千の記号を記入してください。
- 3 1つの応募物件につき1通作成し、1通ごとに封筒に入れ糊付け封入し、封筒の表面に物件番号を、裏面に応募者名を記入してください。(記入がない場合は**無効**となります。)

第 5 号様式

委 任 状

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所

氏名・名称

代表者氏名

実印

私は下記の者を代理人と定め、下記の公募に関する一切の権限を委任します。

記

代理人職氏名

印

件名 令和 7 年度八千代市庁舎自動販売機設置事業者公募

※ この委任状を提出することで、貸付料提案書、契約等については、代理人の氏名及び印で行うことができます。(応募申込書、誓約書は代理人では提出できません。)

自動販売機の設置に係る行政財産貸付契約書（案）

八千代市（以下「貸主」という。）と〇〇〇〇（以下「借主」という。）は、自動販売機の設置について、次の条項により行政財産の貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸主は、次の物件を借主に貸し付ける。

八千代市大和田新田3 1 2番地の5

八千代市役所

〇〇棟〇〇前 m²（別紙図面）

（使用目的）

第2条 借主は、貸付物件を自動販売機の設置を目的として使用するものとする。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和10年4月30日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、貸付料提案額〇〇〇円に、消費税相当額を加えた額を年額とする。なお、貸付期間が八千代市の会計年度のうえで1年に満たない年度の貸付料については、貸付月数の割合を乗じて得た額とする。

2 借主は、貸主の発行する納入通知書により、貸付料を貸主に納入通知書に定められた期日までに支払わなければならない。

3 第1項の消費税相当額は、消費税法の改正に伴い消費税率が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額とする。

（売上報告書の提出等）

第5条 借主は、本件貸付契約に係る自動販売機の売上状況（売上金額及び本数）を月ごとに取りまとめ毎年4月10日までに、貸主に提出しなければならない。

また、次条で定める積算電力計（子メーター）を設置するときは、各月末日時点のメーターの表示を記録し、併せて貸主に提出しなければならない。

（電気料）

第6条 借主は、自動販売機に係る電気料（借主が自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。）について、自らの負担で積算電力計（子メーター）を設置し、貸主が発行する納入通知書により、貸主が指定する日までに納入しなければならない。

（契約不適合責任）

第7条 借主は、本件契約の締結後、貸付契約の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、補償、代替物の引渡しによる履行の追完の請求、貸付料の減額又は損害賠償の請求をすることができない。

（禁止事項）

第8条 借主は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸付物件を、第2条に規定する使用目的以外で使用する事。

(2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

(3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(自動販売機設置の基準等)

第9条 借主は、自動販売機設置運営に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して貸付物件を使用しなければならない。ただし、自動販売機の設置及び回収ボックスの設置については、貸主借主間で協議のうえ設定することができる。

(1) 自動販売機の設置

① 設置する自動販売機については、可能な限り節電に配慮した機種とすること。

② 設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法とすること。

③ 屋外設置にあたっては、設置に係る工事（電気工事含む）等が必要なときは、資産管理課の了解のもとに工事を行い、検査を受けること。

④ 転倒防止措置を施すこと。

⑤ 設置する自動販売機には、故障時等の連絡先を必ず明記すること。

⑥ ユニバーサルデザインの機種にするよう努めること。

(2) 回収ボックスの設置

販売する商品の容器の種類に応じた回収ボックスを設置し、適切に分別回収及びリサイクルを行うこと。

(3) 販売品について

① 酒類及びその他類似品は販売しないこと。

② 販売品の賞味期限に注意し、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

③ 衛生管理については、関係法令を遵守すること。

④ 販売品の売価については、令和7年度八千代市庁舎自動販売機設置事業者公募要項(以下「公募要項」という。)に記載した価格、又は貸主借主間で協議し決定した価格とする。

ただし、契約期間中であっても諸物価の上昇が著しく、現行の販売品の価格が、近傍における同等品の販売価格と比較して明らかに不相当な場合は、貸主借主間で協議のうえこれを改定することができる。

(4) 自動販売機の管理

自動販売機の管理は、借主が自ら行うものとする。

(使用状況の実地調査等)

第10条 貸主は、次の各号に該当する事由が生じたときは、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、借主は調査を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(1) 第8条に定める事項又は前条に定める基準に違反したとき。

(2) その他貸主が必要とするとき。

(契約の解除)

第11条 貸主は、借主が本件契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 貸主は、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本件契約を解除することができる。

(貸付物件の返還)

第 12 条 借主は、第 3 条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約を解除されたときは、直ちに貸付物件を原状に回復し、貸主の指定する期日までに返還しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 借主は、この契約に定める義務を履行しないために貸主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸主に支払わなければならない。

2 借主は、第 11 条第 2 項の規定により貸主が本件契約を解除した場合において、借主に損害が発生したときは、貸主にその補償を請求できるものとする。ただし、公募要項に公用又は公共用に供する予定があることが予め記載されていた場合においては、この限りではない。

(商品等の盗難又は毀損)

第 14 条 貸主は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、貸主の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 15 条 借主は、貸付期間が満了した場合又は第 11 条第 1 項の規定により本契約を解除された場合において、本件貸付物件に投じた改良費等の有益費及びその他の費用があっても、これを貸主に請求することができない。

(契約の費用)

第 16 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて借主の負担とする。

(遵守事項)

第 17 条 借主は、この契約に定めるもののほか貸主発行の公募要項を遵守するものとする。

(疑義等の決定)

第 18 条 本件契約に定めのない事項又は本件契約に関し疑義があるときは、貸主借主間で協議のうえ、決定するものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、貸主借主間で記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

貸主 八千代市大和田新田 3 1 2 番地の 5
八千代市
八千代市長 服部 友則

借主

物件個別明細書
物件番号 1

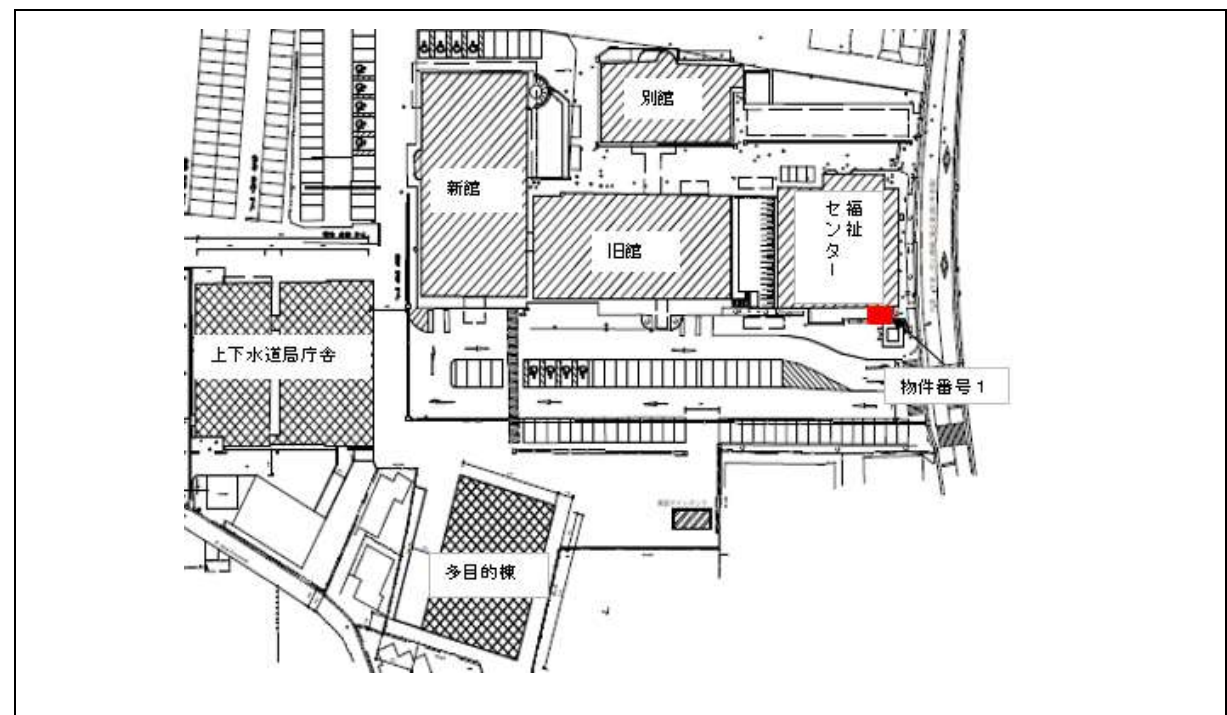
1. 物件の情報

設置施設名	市役所本庁舎（その1）		
施設の所在	八千代市大和田新田3 1 2 番地の5		
設置場所	福祉センター前		
施設内職員数	約50人	1日の来庁者数	
売上実績	1,098,440円 7,323本（令和6年度実績）		
設置台数等	1台 約1㎡		
最低貸付料	2,892円／年額		
担当課	資産管理課 資産管理班（担当：鈴木） 直通：047-421-6724		

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
設置場所	☐ 屋内 ☒ 屋外
販売種別	缶・ペットボトル自動販売機 1台
販売品目	一般的清涼飲料水等
設置する自動販売機以外の台数	飲料：建物内4台，屋外なし 食品：建物内1台，屋外なし
販売価格	標準販売価格以下
その他特記事項	・お茶，水，炭酸飲料，スポーツドリンク及びコーヒー（ブラック）を各1種類以上販売すること。 ・災害救助機能付き（フリーベンダー） ・キャッシュレス対応とすること。（スマートフォン決済及び非接触ICカード対応）

3. 設置場所図面



物件個別明細書 物件番号 2

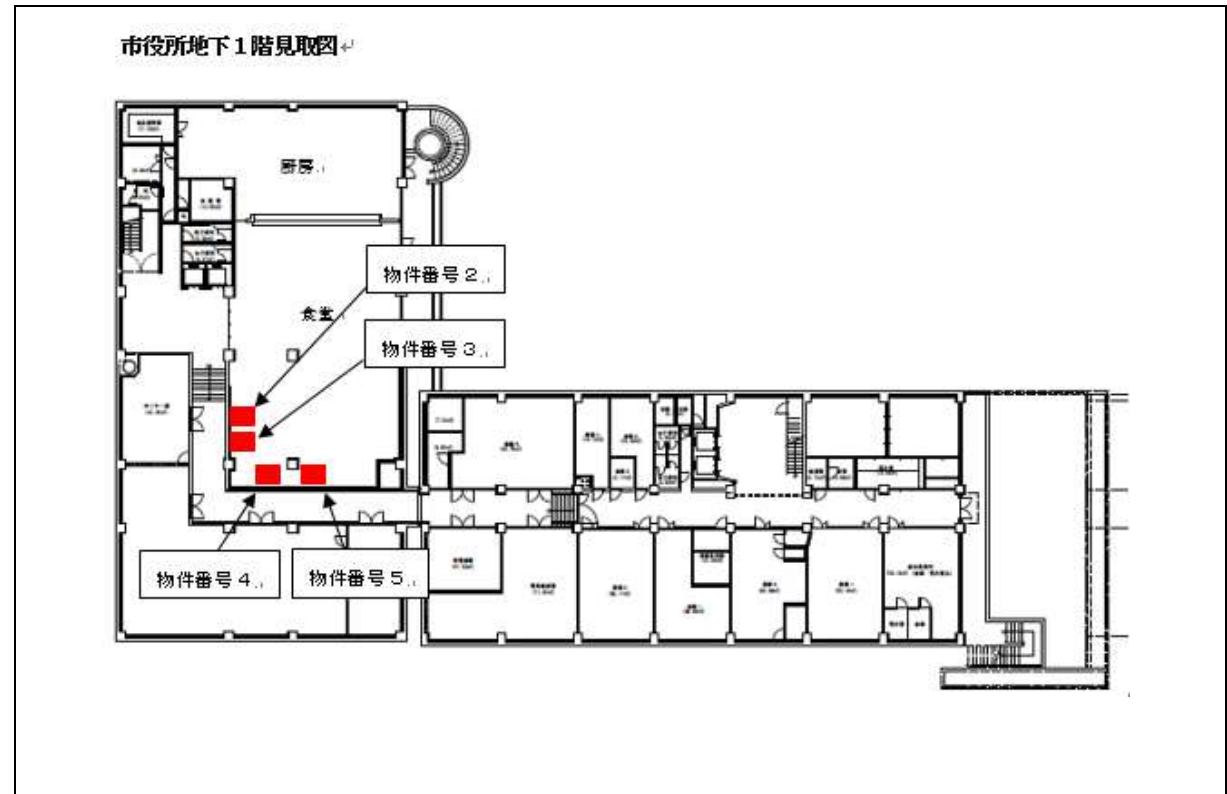
1. 物件の情報

設置施設名	市役所本庁舎（その2）		
施設の所在	八千代市大和田新田3 1 2 番地の5		
設置場所	新館地下1階食堂内		
施設内職員数	約950人	1日の来庁者数	
売上実績	食品：198,520円 1,457個（令和6年度実績）		
設置台数等	1台 約1㎡		
最低貸付料	12,000円／年額		
担当課	資産管理課 資産管理班（担当：鈴木） 直通：047-421-6724		

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
設置場所	☒ 屋内 ☐ 屋外
販売種別	食品自動販売機1台
販売品目	お菓子、パン等を各3種類以上販売すること。
設置する自動販売機以外の台数	飲料：建物内4台、屋外1台 食品：なし
販売価格	標準販売価格以下
その他特記事項	・災害救助機能付き（フリーベンダー） ・キャッシュレス対応とすること。（スマートフォン決済及び非接触ICカード対応）

3. 設置場所図面



物件個別明細書
物件番号 3

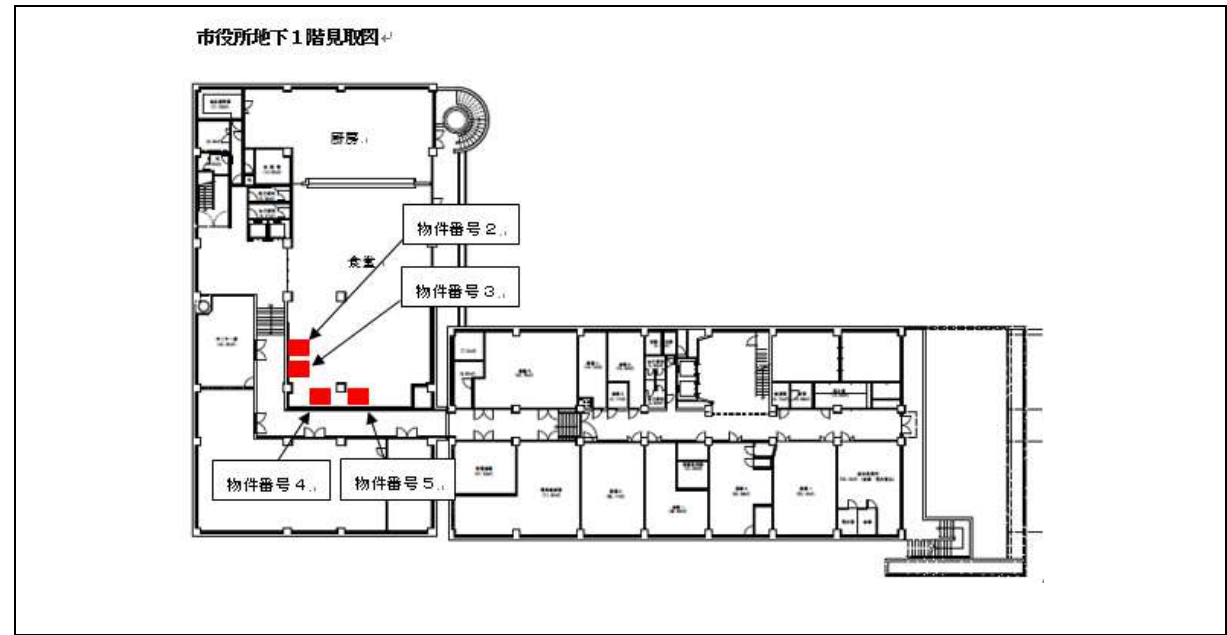
1. 物件の情報

設置施設名	市役所本庁舎（その3）		
施設の所在	八千代市大和田新田3 1 2 番地の5		
設置場所	新館地下1階食堂内		
施設内職員数	約950人	1日の来庁者数	
売上実績	飲料：863, 140円 5, 879本（令和6年度実績）		
設置台数等	1台 約1㎡		
最低貸付料	12, 000円／年額		
担当課	資産管理課 資産管理班（担当：鈴木） 直通：047-421-6724		

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
設置場所	☒ 屋内 ☐ 屋外
販売種別	缶・ペットボトル自動販売機 1台
販売品目	一般的清涼飲料水等
設置する自動販売機以外の台数	飲料：建物内3台，屋外1台 食品：建物内1台，屋外なし
販売価格	標準販売価格以下
その他特記事項	・お茶，水，炭酸飲料，スポーツドリンク及びコーヒー（ブラック）を各1種類以上販売すること。 なお，コーヒー類については，冬季も1種類はアイスにて販売すること。 ・災害救助機能付き（フリーベンダー） ・キャッシュレス対応とすること。（スマートフォン決済及び非接触ICカード対応）

3. 設置場所図面



物件個別明細書
物件番号 4

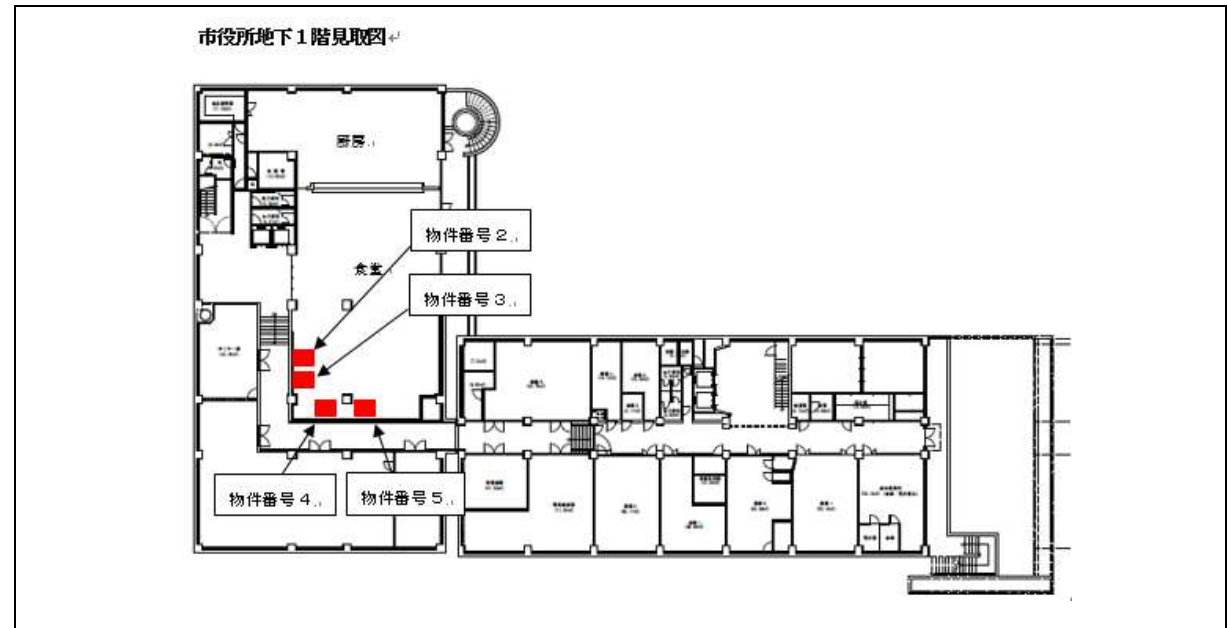
1. 物件の情報

設置施設名	市役所本庁舎（その4）		
施設の所在	八千代市大和田新田 3 1 2 番地の 5		
設置場所	新館地下 1 階食堂内		
施設内職員数	約 9 5 0 人	1 日の来庁者数	
売上実績	7 7 0 , 8 6 4 円 6 , 4 1 4 本（令和 6 年度実績）		
設置台数等	1 台 約 1 ㎡		
最低貸付料	1 2 , 0 0 0 円／年額		
担当課	資産管理課 資産管理班（担当：鈴木） 直通：0 4 7－4 2 1－6 7 2 4		

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
設置場所	☒ 屋内 ☐ 屋外
販売種別	缶・ペットボトル・紙パック類自動販売機 1 台
販売品目	一般的清涼飲料水等
設置する自動販売機以外の台数	飲料：建物内 3 台，屋外 1 台 食品：建物内 1 台，屋外なし
販売価格	標準販売価格以下
その他特記事項	・お茶，水，炭酸飲料，スポーツドリンク及びコーヒー（ブラック）を各 1 種類以上販売すること。 なお，コーヒー類については，冬季も 1 種類はアイスにて販売すること。 ・災害救助機能付き（フリーベンダー） ・キャッシュレス対応とすること。（スマートフォン決済及び非接触 I C カード対応）

3. 設置場所図面



物件個別明細書
物件番号 5

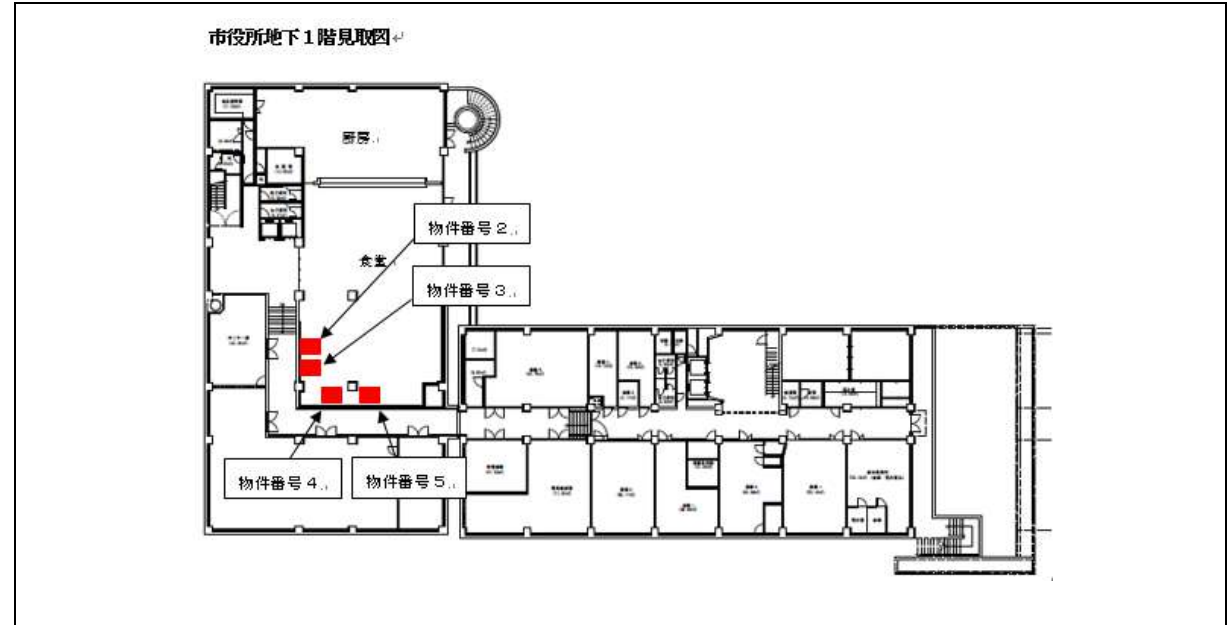
1. 物件の情報

設置施設名	市役所本庁舎（その5）		
施設の所在	八千代市大和田新田3 1 2番地の5		
設置場所	新館地下1階食堂内		
施設内職員数	約950人	1日の来庁者数	
売上実績	1,782,550円 11,753本（令和6年度実績）		
設置台数等	1台 約1㎡		
最低貸付料	12,000円／年額		
担当課	資産管理課 資産管理班（担当：鈴木） 直通：047-421-6724		

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
設置場所	☒ 屋内 ☐ 屋外
販売種別	缶・ペットボトル自動販売機 1台
販売品目	一般的清涼飲料水等
設置する自動販売機以外の台数	飲料：建物内3台，屋外1台 食品：建物内1台，屋外なし
販売価格	標準販売価格以下
その他特記事項	・お茶，水，炭酸飲料，スポーツドリンク及びコーヒー（ブラック）を各1種類以上販売すること。 なお，コーヒー類については，冬季も1種類はアイスにて販売すること。 ・災害救助機能付き（フリーベンダー） ・キャッシュレス対応とすること。（スマートフォン決済及び非接触ICカード対応）

3. 設置場所図面



物件個別明細書
物件番号 6

1. 物件の情報

設置施設名	市役所本庁舎（その6）		
施設の所在	八千代市大和田新田3 1 2番地の5		
設置場所	新館4階		
施設内職員数	約950人	1日の来庁者数	
売上実績	2,866,580円 18,576本（令和6年度実績）		
設置台数等	1台 約1㎡		
最低貸付料	12,000円／年額		
担当課	資産管理課 資産管理班（担当：鈴木） 直通：047-421-6724		

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
設置場所	☒ 屋内 ☐ 屋外
販売種別	缶・ペットボトル自動販売機 1台
販売品目	一般的清涼飲料水等
設置する自動販売機以外の台数	飲料：建物内3台，屋外1台 食品：建物内1台，屋外なし
販売価格	標準販売価格以下
その他特記事項	・食品との一体型自動販売機も可とする。 ・お茶，水，炭酸飲料，スポーツドリンク及びコーヒー（ブラック）を各1種類以上販売すること。 - なお，コーヒー類については，冬季も1種類はアイスにて販売すること。 ・災害救助機能付き（フリーベンダー） ・キャッシュレス対応とすること。（スマートフォン決済及び非接触ICカード対応）

3. 設置場所図面

